

平成 31 年 第 6 回

愛南町定例教育委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 31 年 4 月 22 日 (月)				午後 2 時 45 分～午後 4 時 05 分	
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 第 2 会議室					
出席委員 3 名 欠席委員 1 名	教 育 委 員 氏 名	出 欠 の 別	教 育 委 員 氏 名	出 欠 の 別		
	中野 照文	欠	酒井 平雄	出		
	中田 ふさ	出	大野 甲子彦	出		
委員会職員 6 名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	学校教育課長	岩井正一		生涯学習課長補佐	清水雅人	
	学校教育課長補	池田嘉行		学校教育課長補佐	加洲景	
	学校教育課長補	桑原真也		学校教育課係長	本多大輔	
会議の内容	議案第 15 号 愛南町公民館長の任命について 議案第 16 号 愛南町分館長及び分館主事の任命について 議案第 17 号 愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について 議案第 18 号 愛南町スポーツ推進委員の委嘱について 議案第 19 号 平成 31 年度準要保護児童生徒の認定について 議案第 20 号 愛南町文化部活動の在り方に関する方針について					

平成 31 年度第 6 回愛南町定例教育委員会次第

事務局	<p>只今から平成 31 年度愛南町教育委員会第 6 回定例会を開会します。 出席委員は 4 名中 3 名で定足数に達しておりますので、会議が成立する旨、報告します。</p>
教育長	<p>(教育長挨拶・報告)</p>
教育長	<p>それでは、これより本日の議案審議に入ります。 議案第 15 号から第 17 号までは、いずれも公民館関係の任命、委嘱の案件でありますので、一括説明としてもよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>それでは 議案第 15 号から第 17 号までを事務局から説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>それでは、議案第 15 号から第 17 号までの説明をいたします。 第 15 号議案ですが、社会教育法第 28 条の規定に基づき、別紙の者を公民館長に推薦するので、同条同項の規定により委員会の任命を求めるものであります。 次に、第 16 号議案ですが社会教育法第 21 条第 3 項及び第 28 条の規定に基づき、別紙の者を分館長及び分館主事に推薦するので、同条同項の規定により委員会の任命を求めるものです。 最後に第 17 号議案ですが、社会教育法第 30 条の規定に基づき、別紙の者を公民館運営審議会委員に推薦するので、同条の規定により委員会に委嘱を求めるものであります。 以上、簡単ではございますが議案第 15 号から第 17 号までの説明いたします。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑はありませんか。</p>
全委員	<p>なし</p>
教育長	<p>質疑がないようですので、議案第 15 号 「愛南町公民館長の任命について」をお諮りします。原案のとおりでご異議ありませんか。</p>

全委員	異議なし
教育長	本案は原案通り可決いたします。
教育長	続いて、議案第 16 号 「愛南町分館長及び分館主事の任命について」をお諮りします。原案のとおりでご異議ありませんか。
全委員	異議なし
教育長	本案は原案通り可決いたします。
教育長	議案第 17 号 「愛南町公民館運営審議会委員の委嘱について」をお諮りします。原案のとおりでご異議ありませんか。
全委員	異議なし
教育長	本案は原案通り可決いたします。
教育長	次に、議案第 18 号 「愛南町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
生涯学習課長	<p>本案は、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定に基づき、愛南町スポーツ推進委員を別紙のとおり推薦するので、同条の規定により委員会の委嘱を求めるものです。</p> <p>以上、簡単ではございますが議案第 18 号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	事務局の説明が終わりました。質疑はありませんか。
全委員	なし
教育長	質疑がありませんので、原案お諮りします。原案のとおりでご異議ありませんか。

全委員	異議なし
教育長	本案は原案通り可決いたします。
教育長	次に、議案第 19 号、「平成 31 年度準要保護児童生徒の認定について」、 を議題と致します。この案件は個人情報扱うため秘密会とし、担当課 以外の職員も退室を求める事について諮ります。 異議はございませんか。
全委員	異議なし。
教育長	只今、全委員から秘密会の了承がありましたので、秘密会とし、担当 課以外の職員の退席を求めます。
生涯学習課長	退室する。
	<事務局が資料により説明し、審議を行う。>
教育長	それでは、審議が終わりましたのでお諮りいたします。 No. 111 については認定でよろしいですか。
全委員	異議なし。
教育長	全委員異議なしでございます。 ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり認定と決定を致しました。
教育長	退室した職員の着席を認めます。
生涯学習課長	着席する。
教育長	次に、議案第 20 号 「愛南町文化部活動の在り方に関する方針につい て」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<p>学校教育課長 補佐</p>	<p>愛南町では、「愛南町の運動部活動の在り方に関する方針」を今年8月に策定をしておりますが、本案は同方針に定めた内容をベースとして、文化部活動の特性を踏まえ、「愛南町文化部活動の在り方に関する方針について」を策定するものであります。</p> <p>内容については、資料をご覧ください。16ページに適切な運営のための体制整備、18ページ適切な休養日の設定などの方針を記述しております。休養日については、運動部活動と同じく、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける事や長期休業中についても学期中に準じた扱いとすることとしております。</p> <p>以上、簡単ではございますが議案第20号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。質疑はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>なし</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑がありませんので、原案お諮りします。原案のとおりでご異議ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>教育長</p>	<p>本案は原案通り可決いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議案審議を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 中 村 維 伯

議事録署名人

伊田ふじ

議事録署名人

酒井平雄

議事録署名人

大野甲子彦